

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年2月10日(水曜日)  
場 所 水戸市議会 第1・2委員会室

午前10時 0分 開議  
午前10時23分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 水戸市災害廃棄物処理計画について (ごみ減量課)

2 出席委員(7名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘書課長	川 上 悟 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	沼 田 誠 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼 人事課長	天 野 純 一 君
総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君	行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君
財産活用課長	谷 津 茂 男 君	市民課長	高 安 正 紀 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君
財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	契約検査課長	鈴 木 和 男 君
市民税課長	安 里 裕 行 君	資産税課長	関 根 豊 君
収 税 課 長	佐々木 信 也 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副 部 長	小 嶋 いつみ 君

市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参 事 兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君
市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	青 山 和 夫 君	市民生活課長	小 川 邦 明 君
防災・危機 管 理 課 長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	三 宅 陽 子 君	新市民会館 整 備 課 長	篠 原 芳 之 君
男女平等 参 画 課 長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	林 栄 一 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	渡 邊 徳 子 君
廃棄物対策 課 長	亀 井 俊 道 君	新ごみ処理 施設整備課長	宮 田 正 一 君
清掃事務所長	清 水 健 司 君		
会計管理者兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理 委 員 会 長 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君		
監 査 委 員 事 務 局 長	綿 引 信 明 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	和 田 隆 君
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	関 谷 勇 君
議 事 課 長	永 井 誠 一 君		

6 事務局職員出席者

議事課副参事 兼課長補佐	大 嶋 実 君	書 記	武 田 侑 未 子 君
-----------------	---------	-----	-------------

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

(1)の水戸市災害廃棄物処理計画について、執行部から説明を願います。

渡邊ごみ減量課長。

○渡邊ごみ減量課長 水戸市災害廃棄物処理計画につきまして、お手元に配付しております生活環境部ごみ減量課提出の資料①により説明させていただきます。

まず、1の計画策定の基本的事項のうち、(1)計画策定の目的でございますが、大規模災害により発生する災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生を確保することを目的としております。

次に、(2)の計画の対象とする災害は、地震災害、風水害及びその他の自然災害といたします。

災害廃棄物の定義につきましては、自然災害に直接起因して発生するもので、生活環境保全の観点から本市が処理を行うべきと判断した(ア)から(エ)に記載するものとしております。

(3)災害廃棄物処理の基本方針については、適正かつ円滑・迅速な処理の推進、リサイクルの推進、合理的かつ経済的な処理の推進、行政機関、協定締結団体、市民、ボランティアとの協力及び連携、以上4つの方針の下、具体的な取組を進めてまいります。

次に、2、組織体制と情報共有のうち、(1)組織体制の確立につきましては、あわせて計画書の8ページを御覧願います。

災害時は、水戸市地域防災計画及び本計画に基づき、図2のとおり災害廃棄物処理の体制を構築いたします。

(2)協力・連携につきましては、計画書の10ページ、表4になりますが、各種協定に基づき、協力・連携体制を構築いたします。

資料①の裏面を御覧ください。

3、災害廃棄物の処理については、処理の流れを図式化したものになります。

まず初動期、こちらは災害発生から3日以内を目安としておりまして、組織体制、処理体制を確立すると同時に、一般廃棄物処理施設の被害状況を把握いたします。その後、災害廃棄物の収集方法を決定するとともに、収集運搬体制を構築いたします。

次に、応急対応期は、おおむね3か月以内を目安としております。

仮置場の設置、管理につきましては、適正な管理の下、処理の準備が整うまでの間、災害廃棄物を一時的に保管し、順次処理を行います。

また、市民への周知、広報を行う上では、搬入搬出における分別の徹底や、市が指定する場所への搬入が重要となってまいりますので、繰り返し周知、広報に努めてまいります。また、処理につきましては、新清掃工場で処理し、処理できないものにつきましては、協力締結団体と連携し、適正に処理いたします。

(7) 損壊家屋の撤去につきましては、原則、所有者が行いますが、生活環境保全上の支障があるものについては本市が行うことを検討いたします。

(8) し尿の処理につきましては、仮設トイレのし尿や一般家庭の便槽に流入した汚水について、し尿処理を行います。

説明は以上となります。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 災害廃棄物処理計画ということで、幾つかお聞きしたいと思いますが、近いところで言いますと、台風第19号が令和元年10月にあったということで、計画の中の5ページなんですけれども、特に今御説明はなかったと思いますが、災害廃棄物の発生量が出ておりますよね。8,740トンということで、この計画の想定量は大型地震ですか、太平洋プレート（北部）地震で13万4,504トン、東日本大震災は9万7,969トンということでありました。

大震災も台風第19号もこういう計画がないまま起きてしまったわけですけども、一番近いところで台風第19号の何か教訓というか、今いろいろ、処理の初動期とか応急対応期とか、復旧・復興期とかというスケジュールを立てていこうということだと思うんですが、一番困ったことだとか、教訓として何か言えることがあればお答えいただけますでしょうか。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊ごみ減量課長 台風第19号のときにつきましては、今までの経験とかどこに連絡をしたらいいか、そういうものが全く分からない中で手探りでやっていった状態がございますので、連絡先も分からないような状態でやっておりました。今回は、どこに連絡をしたらいいかというところまで、マニュアルのほうになりますけれども、すぐに対応できるように計画のほうはしていくことになっております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 災害の規模にもよるでしょうし、災害が起きた瞬間は人命救助が最優先ということになるんだと思うんですよね。そういう場合に、例えば水害であれば水が引いた後、大量に出る廃棄物をどうするかということになってくると思うんですけども、台風第19号のときは、例えば玄関先に廃棄物を出してくれれば、市が玄関先まで収集にきてくれたということは非常にそれはそれで喜ばれたことだと思うんですが、じゃあ例えば地震が起きてしまった場合、全市で行うのは現実的に不可能なのかなとか、地震の規模にもよると思うんですけども、そういったあたりは何か取決めというか、市として持っている考えはあるんでしょうか。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊ごみ減量課長 計画書の16ページを御覧いただいてもよろしいでしょうか。

(6)で搬入搬出のところがございまして、アの搬入搬出のところになりますけれども、基本的に災害が起こったときには、清掃工場または仮置場への自己搬入を基本としております。ただし、災害の種類ですとか規模に応じて市長が特に認めた場合、この前の台風第19号のときのように自宅前に出しておいてくれればいいよと、そういうことがあったときには自宅前も可能といたします。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

そういう情報伝達自体も、市民に向けての伝達も非常に大変だろうと思いますし、4ページに種類が13種類ありますけれども、普通のと看であればコンクリートがらとか、つまり市に引き取ってもらえない、産廃業者に自分で頼みなさいというものがあると思うんですけども、災害であればそれも引き受けるということは当然だと思うんですが、ただ行き先がそれぞれ違うんでしょうか。廃家電製品なんかは当然「えこみっと」では受けられないでしょうし、その辺の行き先の事業者とか、処分場についてはそれぞれはっきり明確に、市としては把握されているということによろしいんでしょうか。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊ごみ減量課長 それぞれ出されたごみにつきましては、リサイクルとか焼却とかございますけれども、最終的な処理先につきましては、内々にこちらで持っております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 分かりました。

まあ災害が起きないほうがいいわけですけども、いつ起きるか分からないわけですので、市民への周知、広報ということも書いてありますが、いざというときは、混乱している状況下でどうしたらいいんだという問合せも恐らく殺到するでしょうし、そういった受け入れる、情報伝達する側の体制も、しっかり日々、確立できるような、当然やっておられると思いますけれども、そういうことを要望して終わりたいと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 この処理計画がない中で災害などが起きていて、そういったものもあったので、今回こういった計画がきちっとつくられたというのは、本当に今後の対応につながることで、よかったなと感じております。

計画ですけども、あくまで計画なので、これが本当に実効性を担保できるかというのが大事だと思うんです。特に初動期の部分です。組織体制の確立ですとか、被害状況の把握ですとか、後は収集方法の決定、この辺が非常にその後の処理の流れを決めていくのかなと思うんですが、今話があったんですが、特に初動期の3日ぐらいの目安の中で、被害状況の把握については、どこが責任を持ってやっているんですか。例えばどういう被害があって、どのくらい廃棄物が出ているんだと、こういう収集方法にしていこうと決定するんですが、そういうような情報把握というのは、これは担当課というかチームの中で確認していくんですか。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊ごみ減量課長 災害が出たときなんですけども、県と各市町村と茨城県産業資源循環協会というところで3者で協力連携をしておるんですけども、もちろん市も一緒にですけども、そちらの御協力を得まして、災害廃棄物の量ですとか、適正な仮置場の配置ですとか、そういうものを把握していきたいと思えます。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 市単独ではなかなか難しい面もあるでしょうから、いろんな協力体制もつくって、正確な情報

をまずつかんで決定していくというのも大事だと思うんです。それによって、収集方法も変わってくるんだと。この間の戸別収集という方法がありますけれども、いろんな災害廃棄物が混乱によって土壌なんかにちょっと堆積してしまったりとか、やはり戸別収集についてもいろんな問題点があるけれども、自己搬入というとなかなか大変な部分も実際にあると思うんです。ですので、この計画に基づいて、なるべく市民に負担のないような収集方法、これを決定していただきたいなというふうに思います。

それと、これは計画なので、平時においてこういう計画に基づいた、例えば訓練であるとか、担当課で今回の計画に基づいてそういうものやっつけていこうとか、そういうことは今後ないんですか。

○小泉委員長 渡邊ごみ減量課長。

○渡邊ごみ減量課長 ただいま、こちらはまだ出来たてですので、まだ何も、そこまでは話はしていないんですけれども、今後マニュアルをつくったりする中で必要になってくるかとは思っています。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 やはり災害の訓練と一緒に、こういったものをあわせて、今後実効性を高めていくには、そういう訓練なんかもやっていく必要が僕はあるんじゃないかなと思うので、今後の計画の取組もちょっと進めただけであればいいかなと思いますので、その点だけお願いいたします。

以上です。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

福島委員。

○福島委員 災害廃棄物処理計画ができたことはいいことだと思うんだけど、これからの問題なんですけど、災害対策本部の中ではどのくらいの位置に当たるわけですか。災害対策本部の組織機構の中では。まず第1点。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊ごみ減量課長 災害対策本部のほうには、災害廃棄物対策チームの中の総括責任者であります生活環境部長が参加しておりますので、それからの連絡という形になります。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、この上位計画の基本的な指揮命令は部長がやるということですね。これからいろいろあるでしょうが。それから10ページをちょっと開けてもらいたいです。ここに災害時の廃棄物対策を中心とした協定を結んでいる団体が網羅されております。災害時には人と車と場所等という、あらゆる観点からこれに対応していかなければならないと。そういう場合に、例えば、これをつくったのは大変だったんだろうけれども、これから例えば1番上にあります環境整備事業協同組合というのは、ある程度ここで車両とか人員とか、それから場所。なかなか難しいでしょうが、どの場所で起きるかというのは想定できない。ただ、そうは言っても想定しなければ、どういう問題が起きるかということに対する対応ができないわけだから。だからこの点、この中で各災害協定を結ばれている団体と、いざというときには何人ぐらい出して、例えばトラックが何台、重機が何台とか、そういう詳細な面もある程度できて、お手伝いが何人だという形の想定が必要であると私は思うんだよね、これからやっていくのに。

それと、NPOとか災害支援者の数というのはここには入っていないんだ。そういう災害支援者がなくては、

水害とかそういうのは人助けにならない。ならないというよりもなければなかなか復旧するのに時間がかかるということですから、そういう人たちの団体を少しでも、1人でも多く把握できるような体制もこの中に取り込んでいただきたいと、そういうことです。

だから、計画はできたばかりでつくるのも大変だったけれども、今後の課題としては、やっぱりこれから防災訓練とかそういう災害廃棄物処理計画のマニュアルとか、それでまたいざ災害対策本部の中から指揮命令がどのようにいくのかと。例えばこのような災害協定を結んだ団体も、どこからどう指示が行くのかというのを指揮命令も書いていない。というのは、1つ、受入れによる業界、建設業協会の会長のときに会長からどういくよというルートも相当たくさんあるわけだから、それを各団体からそういう早急にやるのもなかなか難しいかもしれないけれども、そういうのをお願いして整備していくことで、より充実するんじゃないかと。提言しておきます。

いいです。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

次に、この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

清水清掃事務所長。

○清水清掃事務所長 それでは、委員会の時間をお借りしまして、茨城県からの鳥インフルエンザ発生に係る焼却処分の要請について、清掃事務所提出の資料により御報告いたします。

まず、経過でございますが、2月1日に城里町で発生しました鳥インフルエンザにかかりますニワトリの焼却処分につきまして、2月2日に茨城県からの要請によりまして、水戸市清掃工場「えこみっと」におきまして、2月4日から緊急に受け入れたものでございます。

受入れ状況につきましては、2月4日から2月9日までに1日当たり14トンから18トン为目标として受け入れまして、9日までの6日間に約50トンを引き受け、焼却したところでございます。

今後、「えこみっと」は、当初から計画しておりましたメンテナンス作業を本日から13日まで実施するため、一時受入れを休止しますが、作業が終了次第、県の要請に基づきまして、焼却処分につきまして協力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 所管外であればあれなんですけど、発生そのものの警戒というか、対応は保健所ですか。清掃事務所はいわば受け身というか……

○小泉委員長 農産振興課ですよ。

○田中委員 いいです。

○小泉委員長 ほかにございませんか。  
よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。  
それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。  
御苦労さまでした。

午前10時23分 散会